

湖西市教育委員会告示第6号

湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月27日

湖西市教育委員会教育長 松山 淳



湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱の一部を改正する要綱

湖西市不登校児等対策連絡協議会要綱（令和5年湖西市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

湖西市不登校対策連絡協議会要綱

第1条中「指導の適正化」を「支援及び不登校の未然防止」に、「湖西市不登校児等対策連絡協議会」を「湖西市不登校対策連絡協議会」に改める。

第2条第1号中「全般」を「に対する支援」に改め、同号ア及びイを削り、同条第2号中「個別ケース」を「不登校の未然防止」に改め、同号アからウまでを削る。

第3条第1号中「及び家庭児童相談員」を削り、同条第3号中「の代表若干名」を削り、同号を同条第9号とし、同条第2号中「及び担当者」を削り、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども政策課長

第3条第3号の次に次の5号を加える。

- (4) 青少年育成センター長
- (5) 家庭児童相談員
- (6) 社会教育相談員
- (7) 小中学校校長会代表
- (8) 幼稚園こども園長会代表

第3条に次の3号を加える。

(10) チャレンジ教室指導員

(11) 校内教育支援センター指導員

(12) 民間施設等（静岡県教育委員会の公的教育機関と民間施設等の連携推進事業連携協議会名簿に登載されている民間施設等をいう。）の代表者

第5条第4項中「並びに関係小中学校生徒指導担当者」を削る。

第6条の見出しを「補則」に改め、同条中「協議会の運営に関して」を削り、「その都度協議して」を「別に」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱の廃止)

2 湖西市チャレンジ教室運営協議会要綱（平成9年湖西市教育委員会告示第16号）は、廃止する。